



Ueda Rainbow Flower Nursery School

植田にじの花保育園

2020 年度

入園のしおり



〒468-0009 名古屋市天白区元植田 2-1602

TEL : 052-893-7815 FAX : 052-893-7816

理事長あいさつ

社会福祉法人フィロス 理事長 本多 功

ご入園おめでとうございます。

大切なかわいいお子さまの保育園として、数々ある保育園の中から私たちフィロスの保育園をお選びいただき、誠にありがとうございます。

保護者の皆さまもご存じの通り、2020年度から日本の教育は大きく変わります。

文科省は「**アクティブ ラーニング**」という言葉で表現していますが、従来の先生中心の講義型授業から、生徒たちが「**主体的に対話的に学びを深める**」教育形態（：欧米型）に変わっていきます。

幼児期に当てはめれば、子どもたちが「**主体的に対話的に遊びを深める**」保育となります。

その背景には、今後30年～40年後に日本は世界で一番手として「超少子高齢化社会」を迎え、労働人口が減少し続けるなか、一方でICTやAI、ロボットが更に進化して台頭する、いわば歴史的にだれも経験したことがない時代を迎えるという危機感があります。

今の子どもたちが働き盛りを迎える30年～40年後、彼らが新しい社会を構築（創造）し、幸せな人生を歩むために、教育の在り方を変えなければいけません。

今後教育の中で求められるものは、「**自ら課題を見つけ、自らその解決策を見出すことができる**」「**自ら選択し、自ら決定できる**」資質づくりです。

私たちフィロスの保育園では、こうした教育の大きな変革期にあたり、職員一同数年に渡り勉強及び実践を繰り返し、これからの時代が求める保育の在り方を追求してまいりました。

私たちが最も大切にしていますのは、

「Children First : 子どもたちの最善の利益を最優先する保育」です。

これをもとに園長たちが考えたスローガンは、

「やりたい！ たのしい！ 子どもが主役！」です。

私たちフィロスの職員は、常に子どもにとって何が大切かを第一に考え、子どもの発達段階に合わせて、遊びの中で子どもが自らやりたいことを見つけ、心から楽しいと思える環境を整えます。そして、それが保育の専門職としての私たちのやりがいであり誇りです。

また、私たちは、子どもたちが将来社会で有用な人材になるために、以下の「**非認知能力**」の形成も保育園生活における大きな課題だと思っています。

：自己肯定感（自尊心） / 自立心 / 協調性 / 対話力（特に社会言語能力） / 勤勉性 / 自制心 / 忍耐力 / 計画性 / 意欲 / 動機づけ（モチベーション） / 好奇心 / 共感性 / 誠実性 / 寛容性 / 外向性

子どもたちは幼少期にまずはいっぱいの愛情を注がれ、大切にされなければなりません。それが非認知能力の中で最も重要な自己肯定感を育みます。私たちはお子さまにいっぱいの愛情を注ぎ、お子さまの思いや願いを受け止め、お子さま自身がやってみたいと思うことを思う存分できる環境を整えてまいります。

保護者の皆さまにもご理解並びにご協力を賜り、家庭と保育園が連携をとりながら大切なお子さまの健やかな成長を見守っていきたくと思います。どうぞよろしく願いいたします。

園長あいさつ

園長 中路 博美

この度はご入園、誠にありがとうございます。

植田にじの花保育園では、お子さま一人ひとりに目を向け、一人ひとりの能力が育つように見守って参ります。

乳児クラスは、担当制保育。幼児クラスは、異年齢保育。
また、毎朝、0歳1歳児は1階で、2歳児から5歳児は2階でリズムあそびを行っています。あそびの時間には、コーナー保育をしています。

子どもが、生活や活動の中で見通しを持って過ごし、同じリズムで同じ活動を繰り返す中で、生活の流れを理解できるよう、また、遊びを通して、豊かな経験で彩られ、感動の中で過ごすことができるよう、工夫しています。

0歳から18歳までは、0歳から始まる資質、能力の芽生えから、少しずつそれがしっかりとしたものになり、それが小学校以降の教科書などの授業の中で形成されていき、社会に出てから活躍する際の力の骨格となります。
そのためには、幼児期に、『ふさわしい経験』『ふさわしい環境』が大切です。
幼児期に、『ふさわしい経験』『ふさわしい環境』とは何かを、常に探求することも努めていきます。

子ども一人ひとりが『楽しい』『嬉しい』をたくさん感じて、満足した時間をたくさん過ごすことは、見えない先へも、希望と期待へと繋がります。
ものごころがついたときに、『生まれてきて良かった』『生きるって楽しい』と思えることを願い、日々過ごしていきます。

子どもたちにとってより良い時間、環境が提供できるよう、保護者の皆さまへ、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

定員

90名（0歳児～就学前）
31年度募集人数（予定）

- 0歳児（9名うち産休明け3名）
- 1歳児（4名）
- 2歳児（0名）
- 3歳児（7名）1号子ども（3名）
- 4歳児（0名）1号子ども（3名）
- 5歳児（0名）1号子ども（2名）

保育時間等

1) 開園時間：月曜日から土曜日の7時～19時

- ・朝延長保育：7時～8時（短時間認定の方は別料金がかかります。）
- ・通常保育：8時～16時
- ・延長保育：16時～19時（短時間認定の方は別料金がかかります。）

※18時～19時までは有料となります。（1回250円 ※10回分（¥2,500）のカードをお求めください。）

※19時以降、10分500円を徴収させていただきます。

年間予定

4月	入園式	10月	運動会
5月	(端午の節句)・クラス懇談会・個人懇談	11月	
6月	内科健診・歯科健診	12月	クリスマスりんごろうそくの会
7月	(七夕)・水遊び	1月	もちつき
8月	水遊び	2月	豆まき・内科健診・進級に向けたクラス懇談会
9月	内科健診	3月	(ひなまつり)・卒園式

※園外体験活動の際、交通費・入場料等別途費用が発生する場合には、実費をご負担いただきます。

※毎月、避難訓練実施 年2回防犯訓練実施（6月、9月）

※誕生日当日にお祝いをします。

学用品以外の諸費用について

入園時にご購入いただく学用品については、別紙「学用品一覧」をご参照ください。
学用品以外の諸費用は以下の通りです。

	項目	負担額
1	教育費	実費徴収
2	主食費（3歳以上）	月額900円
3	副食費（1号）	月額3900円
	（2号）	月額4500円
4	遠足・保育祭り等のバス代金	実費負担
5	父母会費	月額300円

●通常保育時間の方 18:00～19:00 1回250円（おやつ代50円含む）

●短時間保育の方 ①16:15～ 1回100円

②18:00～ 1回250円（おやつ代50円含む）

※A階層・B階層の方につきましては、延長保育料は1回50円（おやつ代のみ）となります。

※延長保育時間を過ぎてもお迎えのない場合は、15分につき1000円の超過料金を徴収します。

服装・持ち物

- ・0歳児～2歳児は、着脱しやすく清潔な衣類を着用してください。
- ・3歳児以上は、園指定の制服で登園してください。
- ・「連絡帳」は毎日必ずご確認ください。

保育園の特色

■保育理念■

子どもたちの最善の利益を最優先し、養護と教育が一体となった保育をすすめます。

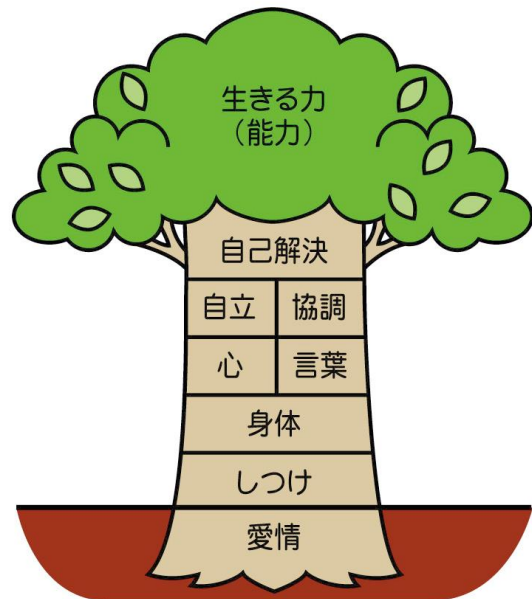
■保育方針■

すこやかな心身と生きる力の素地を育みます。

■保育目標■

「見守る」「ほめる」「対話する」ことを基本に、

- ①「愛情」をかけ、
- ②「しつけ」をし、
- ③「すこやかな身体」、
- ④「心と言葉」、
- ⑤「自立と協調」性を育み、
- ⑥「自己解決」できる子どもたちを育てます。



●幼児期の特性に応じて育まれる見方や考え方

1. 幼児期は、幼児一人ひとりが異なる家庭環境や生活経験の中で、自分が親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物ごとを受け止めている時期であるから、**ものの見方や考え方も一人ひとり異なる。**

2. 幼児教育における「見方や考え方」は、幼児が身の回りの環境に主体的に関わり、心動かされる中で、環境とのふさわしい関わり方に気づき、それらを身につけたり、獲得しようとしたりして、**試行錯誤や思いめぐらすこと**である。

3. 前述の「見方や考え方」は、遊びや生活の中で**幼児理解に基づいた保育士**による**意図的、計画的な環境構成**のもとで、保育士や友達と関わり、様々な体験をすることを通して広がったり、深まったりして、**修正・変化し発展するもの**である。

4. 前述のような様々な体験等を通して培われた「見方や考え方」は、**小学校教育の基礎**をなすものであり、小学校教育は幼児教育で培われたこうした「見方や考え方」を「**スタートカリキュラム**」等を通じて、各教科の特質に応じた「見方や考え方」につなげていくことが必要である。

※小学校入学直後は、生活科を核とした「スタートカリキュラム」と呼ばれる総合的な授業（**アクティブ・ラーニングの基礎**）を行い、各教科の本格的な学びへと円滑につなげる予定である。

●幼児教育に育成すべき資質・能力、及び小学校教科との接続

論点整理において示された、「育成すべき資質・能力」の下記3つの柱は、

「18歳の段階で身につけておくべきことは何か？」という観点に基づいている。

また、幼児期に育みたい資質や能力は、いわゆる教科指導（小学校教育の前倒し）ではなく、幼児の自発的な活動である「遊び」や「生活」の中で、十分に五感の刺激を受けたり、不思議さに気づいたり、できるようになったことなどを使いながら試したり、様々な工夫をしたりすることを通じて育むことが重要である。

<幼児期に育成すべき資質・能力－3つの柱－>

遊びを中心とした豊富な生活体験を通して育つ

1. 個別の知識や技能の基礎

: 遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、

- ・「何を感じたか？」
- ・「何に気づいたか？」
- ・「何がわかったか？」
- ・「何ができるようになったか？」

2. 思考力・判断力・表現力の基礎

: 遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなどを使いながら、

- ・「どのように考える（考えた）か？」
- ・「どのように試す（試した）か？」
- ・「どのように工夫する（工夫した）か？」
- ・「どのように表現する（表現した）か？」

3. 学びに向かう力・人間性等

: 心情、意欲、態度が育つ中で、「いかにより良い生活を営むか？」

上記の内容を十分に踏まえ、保育をすすめていきます。

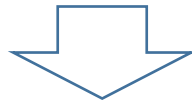
保育内容

1. 0歳児～2歳児

- ① 保護者さまとの触れ合いを通して安定した園生活を過ごすことにより、生活リズムを整えます。
- ② 子どもたち個々の状況に応じて対応し、基本的な生活習慣の確立を目指します。
- ③ 子どもたちの好奇心を満たす遊びやわらべ歌などを導入し、保護者さまや他児との交流を促します。
- ④ 絵本の読み聞かせや話しかけにより、母語の成長を促します。

2. 3歳児～5歳児

- ① 身体を使って思いっきり遊ぶ環境をつくります。
- ② 基本的な生活習慣の確立、「土台づくり」を行います。
- ③ 楽しく学ぶ環境をつくります。
- ④ 子どもたちが自発的かつ意欲的に取り組むことができる環境をつくります。
- ⑤ 他児とかかわる遊びや活動を通して、コミュニケーションや団体生活におけるルールの重要性を自然に学ぶ環境をつくります。
- ⑥ 年少者の面倒をみることができ環境づくりをします。
- ⑦ 子どもたち自身で問題解決ができるような環境づくりをします。
- ⑧ 積極的にお手伝いができるような環境づくりをします。
- ⑨ 食育や収穫を通して食に対する興味を育み、偏食を克服できるような環境づくりをします。
- ⑩ 絵本の読み聞かせを通して母語の成長を促し、卒園までに自ら 300 冊程度の絵本に親しむことを目標とします。
- ⑪ 遊びを通して「数」の概念を知っていきます。
- ⑫ 週に 1 回外国人講師と楽しく過ごす時間があります。(年長児テキストあり)。
- ⑬ 自然・環境に対する興味、関心を育みます。



人や物、すべてのことに対して丁寧に関わり、思いやりの心を育てます。

日々の生活の中で、ねばりづよい心、やり通す心、やってみようと挑戦する心を育てます。

リズムあそびやロールマットを通して、心身の心のかみをとって、脱力してバランスの整ったしなやかな心と体をつくります。

■保育園の特徴■



どんな時も子どもが真ん中

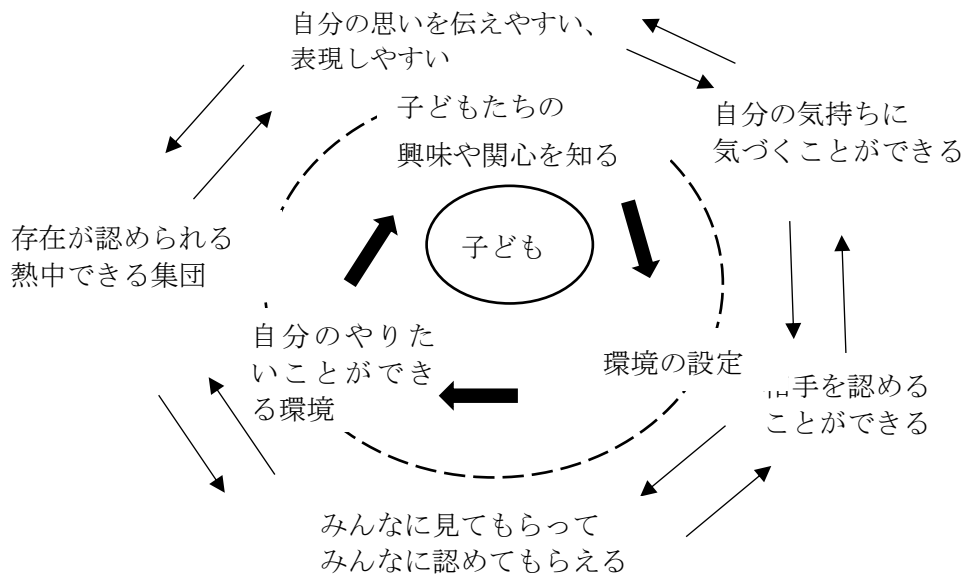
*子どもの最善の利益

無条件の愛情・・・何もしなくてもいい

存在しているだけでいい

生まれてきて良かった！楽しい！と思える子・自己有用感

達成感⇒克服⇒競争⇒変身⇒交流⇒体の喜び



年齢とともに身体が成長⇒感情に自我が芽生える、
周囲への関心⇒自らやってみようと挑戦する気持ち
感性豊かになり、自分なりに表現する
興味・・・絵のように見えていた文字に意味があることを知る
⇒文字への関心 = 関心が頭に集中する。頭が疲れる

心と身体が十分に成長する前に知識の芽を育ててしまうと、
子どもたちの観る力、感じる力がおろそかになるり、
豊かな想像力の芽が枯れてしまう。(内側と外側は通じている)
知識の脳は取返しがつくが、想像の脳は取返しがつかない。

●心を育てるということ

遊びと同じように、模倣と結びついている。

周囲の人、親の仕草を自然に模倣し大人の思考、感情を自分の内側に取り入れる。

親の言葉の模倣・・・親の考え、思い、道徳性

➡頭での理解より、心が反応する

●就学してからの力

➡自分で学校の授業や行事に

参加する意思、意欲。興味を持つ。

集中して行う。

持続していく力や気持ち。

↓

それまでの遊びの中での経験、人の話を聞く ➡ 人の声に注目できる耳

●聞くということ

静けさの中で音を発見して、その背景を感じることに、音の質を知る、言葉と音楽を知る

音として

受けとるだけでなく、その中に深い愛情を感じることができ、心を育てている。機械音などから小さな耳を守ってあげる。 ➡耳を育てる

●観る

じっくり観察する力・集中力・豊かな思考力

脱力、応答的な関わり、発達を知る、考える力選択する、 やってみたいと思える環境

生物の進化の過程を見据えて

「リズム」であそぶ・・・ 進化の道筋をたどる「リズムあそび」

子どもの発達の道筋でもあり、音を聞くと子どもたちは楽しそうに動きます。

這う、駆ける、跳ねる、リズムに乗って楽しく遊ぶ中で、いつしか全身がバランスよく育ちます。

中枢神経を刺激し、脳や体の発達を促す素敵な遊びです。

挑戦し、体を動かし、楽しみながら、心と体・考える力・就学前に必要な力を育てます。

例：両性ハイ

これら運動は魚類（金魚運動）から両生類（ハイハイ運動）、さらに哺乳類（四足ハイハイ）、ヒト（歩く・走る・跳ぶ）へという人類の進化を表現しています。

最近の研究で個体発生（子どもの発達）は系統発生（生物の進化の過程）と関係があることが明らかになりました

「人、社会、道具」に適応できる能力

➡**乳児**自分でする、自分で食べる、自分で排泄する

育ちの保障

幼児集団の中で自発的、主体的に

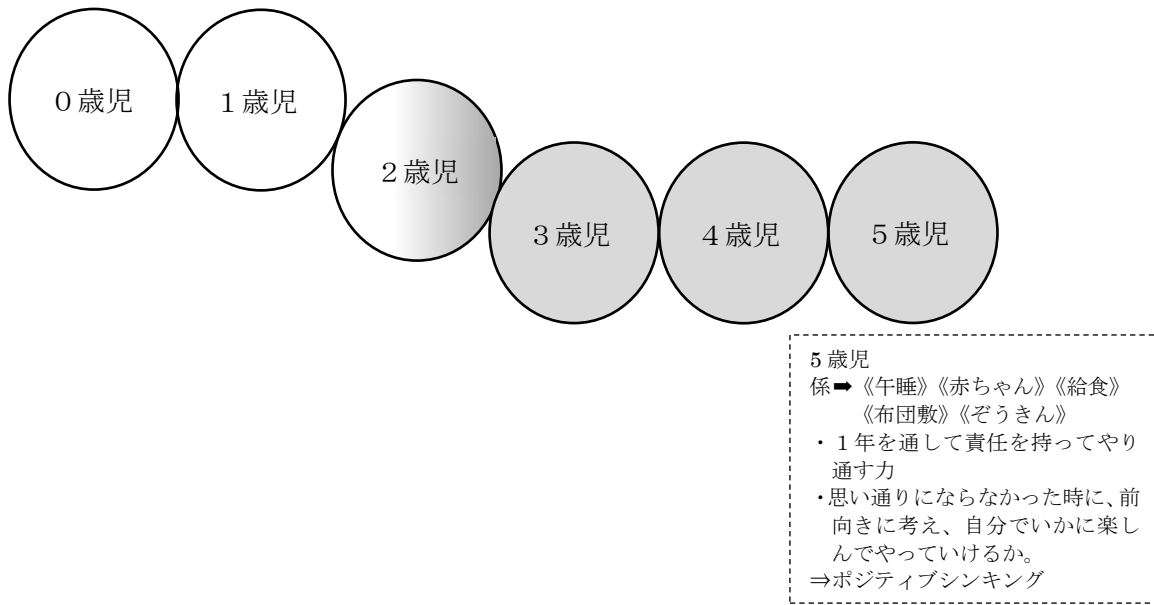
「何を、これで、誰とやりたい」と決定していく

プロセスを子ども自身が持てることの保障

乳児保育・・・担当制保育

担当保育士は、責任をもって丁寧に関わりながら過ごします。子どもには基本的に決まった保育士が関わり、いつも大人の優しいまなざしに見守られている環境をつくることで、子どもの情緒が安定し、子どもの内面の発達を支えることとなります。また、保育士は担当する子ども一人ひとりの発達段階や心理状況などをよく把握し、丁寧に接する結果として、子どもは基本的な生活習慣をきちんと身につけやすくなります。一人ひとりの子どもに十分な愛情を注ぎ大切に育てるための最善の環境づくりを目指します。

※



異年齢児保育

子どもの主体性を重んじ、自発的な遊びの発達を促します。小さい子どもが、高い水準の遊びを行う大きい子どもを見ながら生活すること（観察学習）で、子どもたち相互の発達や成長の良い刺激となります。大きい子どもが小さい子どもを助けたりする環境の中に身をおくことで、3年間の子どもの成長について見通しが持てるようになります。また、子どもたちは同年齢であっても幅があり、クラスの中にいろいろな発達の子どもの共存することで、発達のゆっくりの子どもも「遅れ感」を持つことなく過ごせ、子どもたちのいろいろな違い（個性）があることや、遊びもいろいろ違ってよいということが分かるようになります。子どもたち同士の関わりを大切に、子どもたち一人ひとりを尊重する環境をつくることで、それぞれの自己・主体性の確立を促す保育を目指します。

遊びの時間： 場所・時間・道具

《砂場》《ロールマット》《園庭》《ごっこ遊び》《構成・木工》《運動あそび》

※ 外部講師

英語・体操（トライル）の先生もコーナーと一緒に過ごします。

・英語（年間40回）各コーナーで子どもたちと一緒に過ごします。

年長児は30分間、ワークなどを使用して過ごします。

・体操トライル（年間30回）は、運動コーナーで過ごします。

* 課外教室あり（料金別途）

《砂場》

- ・穴を掘り、水を流す
足場に合わせて身体を使う経験。
- ・道具を使う経験、砂の性質を知る経験、工夫する経験など

《園庭》

- ・走り回る場、挑戦する場、とどまる場、集団で遊ぶ場
散歩に行ける場所とのバランスを考え、子どもが様々な経験ができるようにする。
- ・四季の自然と人の作った意図的な構成により、
様々な経験をする。

《運動あそび》

- ・脱力・熱中・共感・模倣
- ・燃える集団
- ・年齢に応じた身のこなしが体験、体得できる。遊具・環境の整備
- ・保育士の導き
(絶妙のタイミングでの心に響く言葉。遊びの発展につながる適切な補助と言葉がけ。
教えすぎず気づかせる関わり 等

《ごっこ遊び》

- ・創造力、対人折衝力、自己表現、思いやり、
協調性
 - ・楽しみながら、考える力や人間関係を学ぶ
- ◎生まれてから園にくるまでの間に体験していることを再現できる空間
子どもの遊びの起点⇒模倣・再現
- ・台所の環境、世話をする環境、
構成（構造）の環境



《構成・木工》

- ・創造力、構成力、組み合わせる力
- ・手先の使い方、集中力、達成感、協力
- ・子どもは生まれてから立体の中で生活している。
- ・立体に触れる経験の積み重ね⇒再現

《ロールマット》

- ・脱力・触れ合い
 - ・温かさ、冷たさ、柔らかさ、硬さを感じる
と同時に、喜びや落ち着きを感じる
- ➡自分の身体を知る ➡自分の外へと繋がる

0歳児 服装・持ち物リスト

★服装（動きやすい物、自分で着脱しやすい物、汚れてもよいもの（汚れが落ちない場合もあります）） くつ（自分で着脱しやすい物、運動靴で、サンダル・ブーツは不可）			
★毎日の持ち物 （手さげカバンに以下の物を入れてご持参ください）		荷物が全て入る大きさのものをご用意ください（チャックなどで閉じられるもの）。カバンにはフルネームで名前をお書きください。 ※小さく収納できるもの	
	お手ふきタオル	(15cm×15cm ぐらいのミニタオル)	3枚
	ガーゼ	(ミルクを飲む子のみ)	3枚
	補充する衣服		
	連絡帳		
★週末に持ち帰る物			
	カラーキャップ	たれの部分にも名前をお書きください。	
	午睡用布団（敷布団・バスタオル2枚） *レンタル有 別途料金	無地（目に優しい色）の布団、シーツ、バスタオル2枚	
★保育園で保管する物			
	肌着	(ロンパースは避けてください)	4枚程度
	上着		4枚程度
	ズボン		4枚程度
	からだ拭き用フェイスタオル		2枚
	哺乳瓶(乳首付)	(ミルクを飲む方のみ)	1本
	布団一式（枕なし）		
※全ての持ち物には名前をお書きください。 ※布団一式について…敷布団・上に掛ける物（タオルケット・毛布など）は季節に応じてご準備ください。			
★新学期に集める物		※園児全員で使用しますので名前を書かないでください。 ※なくなりしだい再度集めさせていただきます。	
	ティッシュペーパー		3箱
	ビニール袋	(25cm×35cm 以上の物)	200枚
	手つきビニール袋	(M以上)	400枚
	キッチン用ペーパータオル		2巻
	雑巾		2枚
★お願い			
<ul style="list-style-type: none"> ・身に付ける物やタオルなどは、毎日清潔な状態を心がけてください。 ・汚物は毎日お持ち帰りください。 ・衣類は着脱しやすい物、動きやすい物をご用意ください。 ・持ち物や衣類には名前(フルネーム・ひらがな表記)をお書きください。 ・寒い時期の防寒着は、フードのないものをご用意ください。 ・髪の毛の長いお子さまは、縛ってください。 髪どめ用ピンやかちゅうしゃ、ゴムなど、紛失や破損する場合があります。 ご承知いただいた上、ご使用をお願いいたします。 			

1歳児 服装・持ち物リスト

★服装（動きやすい物、自分で着脱しやすい物、汚れてもよいもの（汚れが落ちない場合もあります）） くつ（自分で着脱しやすい物、運動靴で、サンダル・ブーツは不可）			
★毎日の持ち物 （手さげカバンに以下の物を入れてご持参ください）		荷物が全て入る大きさのものをご用意ください（チャックなどで閉じられるもの）。カバンにはフルネームで名前をお書きください。 ※小さく収納できるもの	
	お手ふきタオル	(15cm×15cm ぐらいのミニタオル)	3枚
	補充する衣服		
	連絡帳		
★週末に持ち帰る物			
	カラーキャップ	たれの部分にも名前をお書きください。	
	午睡用布団（敷布団・バスタオル2枚） *レンタル有 別途料金	無地（目に優しい色）の布団、シーツ、バスタオル2枚	
★保育園で保管する物			
	肌着	（ロンパースは避けてください）	4枚程度
	上着		4枚程度
	ズボン		4枚程度
	からだ拭き用フェイスタオル		2枚
	布団一式（枕なし）		2枚
	午睡用ねまき・入れる袋	（ストレッチのきいたもの上下）	
※全ての持ち物には名前をお書きください。 ※布団一式について…敷布団・上に掛ける物（タオルケット・毛布など）は季節に応じてご準備ください。			
★新学期に集める物		※園児全員で使用しますので名前を書かないでください。 ※なくなりしだい再度集めさせていただきます。	
	ティッシュペーパー		3箱
	手つきビニール袋	(M以上)	400枚
	キッチン用ペーパータオル		2巻
	雑巾		2枚
	ビニール袋	(25cm×35cm以上の物)	200枚
★お願い			
<ul style="list-style-type: none"> ・身に付ける物やタオルなどは、毎日清潔な状態を心がけてください。 ・汚物は毎日お持ち帰りください。 ・衣類は着脱しやすい物、動きやすい物、汚れてもよいものをご用意ください。 ・持ち物や衣類には名前(フルネーム・ひらがな表記)をお書きください。 ・寒い時期の防寒着は、フードのないものをご用意ください。 ・髪の毛の長いお子さまは、縛ってください。 ゴムなど、紛失や破損する場合があります。 ご承知いただいた上、ご使用をお願いいたします。 			

2歳児 服装・持ち物リスト

★服装（動きやすい物、自分で着脱しやすい物、汚れてもよいもの（汚れが落ちない場合もあります）） くつ（自分で着脱しやすい物、運動靴で、サンダル・ブーツは不可）			
★毎日の持ち物 （手さげカバンに以下の物を入れてご持参ください）		・カバンにはフルネームで名前をお書きください。	
	お手ふきタオル	(15cm×15cm ぐらいのミニタオル)	3枚
	タオルで作ったエプロン	(30cm×30cm ぐらいのタオルで手作りしてください)	2枚
	補充する衣服		
	連絡帳		
★週末に持ち帰る物			
	カラーキャップ	たれの部分にも名前をお書きください。	
	午睡用ねまき・入れる袋		
	おひるね用バスタオル	(おひるね用バスタオルは金曜日に持ち帰り、洗濯して月曜日にご持参ください。)	2枚
★保育園で保管する物			
	肌着（シャツ）		4枚程度
	上着		4枚程度
	ズボン		4枚程度
	からだ拭き用フェイスタオル		2～3枚
	くちふきタオル予備		1枚
	パンツ		各5枚
	おひるね用バスタオル		2枚
	午睡用ねまき・入れる袋	(ストレッチのきいたもの上下)	
	防災クッション		
※全ての持ち物には名前をお書きください。 ※おひるね布団について…通常のおひるね布団セットは必要ありません。バスタオル2枚をご用意ください。			
★新学期に集める物		※園児全員で使用しますので名前を書かないでください。 ※なくなりしだい再度集めさせていただきます。	
	ティシュペーパー		3箱
	手つきビニール袋	(M以上)	200枚
	キッチン用ペーパータオル		2巻
	雑巾	色付き	2枚
	ビニール袋		200枚
★お願い			
<ul style="list-style-type: none"> ・身に付ける物やタオルなどは、毎日清潔な状態を心がけてください。 ・汚物は毎日お持ち帰りください。 ・衣類は着脱しやすい物、動きやすい物、汚れてもよいものをご用意ください。 ・持ち物や衣類には名前(フルネーム・ひらがな表記)をお書きください。 ・寒い時期の防寒着は、フードのないものをご用意ください。 ・髪の毛の長いお子さまは、縛ってください。 ゴムなど、紛失や破損する場合があります。 ご承知いただいた上、ご使用をお願いいたします。 			

3・4・5歳児 服装・持ち物リスト

★服装（制服で登園）			
くつ（自分で着脱しやすい物、サンダル・ブーツは不可）			
★毎日の持ち物 （通園カバンに以下の物を入れてご持参ください）		・カバンにはフルネームで名前をお書きください。	
半トレパンツ			
連絡帳		記入がある場合は直接保育士へ手渡してください。	
コップと歯ブラシ		（コップと歯ブラシは布袋に入れてください） 歯磨き粉不要	
ハンカチ			
水筒		コップ式のもの	
★週末に持ち帰り、週初めに持ってくるもの			
カラーキャップ		たれの部分にも名前をお書きください。	
タオルケット（午睡用）*3歳児			2枚
★保育園で保管する物			
肌着（シャツ）		着替え用 （ビニールか布袋に入れてください）	2枚
ズボン			3枚
上着			2枚
パンツ			3枚
くつ下			1足
防災クッション			
スモック			
カッパ			
ハンガー			
タオル		多目的	3枚程度
名札			
★新学期に集める物		※園児全員で使用しますので名前を書かないでください。 ※なくなりしだい再度集めさせていただきます。	
ティシュペーパー			2箱
手つきビニール袋		M以上	200枚
キッチン用ペーパータオル			2巻
雑巾		色付き	2枚
ビニール袋			200枚
★お願い			
<ul style="list-style-type: none"> ・身に付ける物やタオルなどは、毎日清潔な状態を心がけてください。 ・衣類は着脱しやすい物、動きやすい物、汚れてもよいものをご用意ください。 ・持ち物や衣類には名前(フルネーム・ひらがな表記)をお書きください。 ・寒い時期の防寒着は、フードのないものをご用意ください。 ・髪の毛の長いお子さまは、縛ってください。 ゴムなど、紛失や破損する場合があります。 ご承知いただいた上、ご使用をお願いいたします。 			

保育所型認定こども園について

移行時期

○平成28年4月1日

定員

○教育利用（3～5歳児）⇒ 合計9人

【平成28年4月時点の総定員】

認可定員	教育利用（1号）	保育利用（2・3号）
	3～5歳	0～5歳
	9人	90人
	計99人	

◆認定こども園とは

根拠法

○就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律
（認定こども園法：平成18年10月1日施行）
⇒平成24年の改正で「幼保連携型認定こども園」について規定。

法的性格

○児童福祉施設（子ども・子育て支援法：平成24年8月以降順次施行）

職員の要件

○3歳児・4歳児・5歳児担当・・・保育教諭（幼稚園教諭 + 保育士資格）

◆認定こども園の機能（特徴）について

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

- 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどの子どもも教育・保育と一緒に受けることができる。
- 「保護者が働かなくなった」など、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できる。

地域における子育て支援を行う機能

○子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場に参加できる。 ⇒ 「園開放」を実施

◆一時預かり事業にかかる利用者負担

項目	利用時間	金額
平日の預かり	7時00分～9時00分	300円
	14時00分～16時00分（おやつ有）	250円（別途おやつ代50円）
	16時00分～18時00分	200円
	18時～（おやつ有）	200円（別途おやつ代50円）
長期休業の預かり	9時00～17時00分	1時間300円
土曜日の預かり	9時00～18時00分	1時間300円

認定こども園 実施方法その1

クラス編制 保育形態	3～5歳児は、混合（異年齢）クラスで一体的に教育保育を実施する 年齢ごとの教育時間も設定 0～2歳児は 担当制
保育時間 (予定)	教育標準時間 9：00～14：00（月～金）長期休業あり 保育標準時間 7：00～18：00（月～土） 保育短時間 8：00～16：00（月～土） 延長保育 18：00～19：00（月～土）
入園要件	教育利用：市内在住の幼児 保育利用：保育が必要な乳幼児
特別保育	現行どおり（延長保育、障害児保育、4月より一時預かり保育）
教育・保育内容	認定こども園の教育及び保育の内容に関する基準として 策定された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基き、 名古屋市における就学前教育・保育カリキュラムに沿った内容

認定こども園 実施方法その2

保育料	所得に応じた保育料 教育利用：教育標準時間認定保育料表により算出 保育利用：保育標準時間、保育短時間保育料表により算出
多子減免	同一世帯の複数の子どもが認定こども園、保育所等を利用する場合、軽減措置があります。 <教育利用> 小学校3年生以下の範囲において最年長の子どもから順に2人目は半額、 3人目以降は0円となります。 <保育利用> 小学校就学前の範囲において幼稚園、保育園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

認定こども園 実施方法その3

給食	園で調理した給食を提出	
給食費	教育利用 3～5歳児	1月あたり…主食費900円、副食費4000円を徴収の予定 ※金額については、毎年の米価等により変更することがあります。
	保育利用 3～5歳児	現行どおり、主食費を徴収 副食費は保育料に含まれる
	保育利用 0～2歳児	現行どおり、徴収なし 主食費、副食費は保育料に含まれる

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、病院での受診をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。(学校保健安全法施行規則第 19 条 第二種、第三種感染症)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで (幼児(乳幼児)にあつては 3 日を経過するまで)
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下線腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

SIDS（乳幼児突然死症候群）

今まで元気だった赤ちゃんが、ある日突然死んでしまう。

SIDS（乳幼児突然死症候群）は原因不明の病気で、「赤ちゃんのぼっくり病」と言われています。この病気は世界中にみられ、日本でも多くの赤ちゃんが命を落としています。

●SIDSの特徴

- ① ほとんどが昼夜を問わず睡眠中に起こっています。
- ② 声を上げたり、もがき苦しんだりすることなく、スーッと亡くなってしまいます。

●SIDSについて現在わかっていること

- ① 生後2ヶ月の赤ちゃん（4～6ヶ月がピーク）から、2歳ごろまで発症する可能性があります。
- ② 日本ではSIDSで亡くなる赤ちゃんは「2,000人に1人（年間約600人～700人）」と言われています。また、生後4ヶ月の死亡原因の59%がSIDSとされています。
- ③ SIDSの原因、遺伝するかどうかなどはわかっていません。

●気をつけるべきこと

- ① 赤ちゃんは「うつぶせ寝」をやめ、「仰向け」か「横向き」に寝かせる。
- ② 暖めすぎない。（布団を掛けすぎない。布団を頭からすっぽり掛けない。）
- ③ 妊娠中、並びに少なくとも生後1歳になるまでは、赤ちゃんの周りで喫煙しない。
- ④ できるかぎり母乳で育てる。

この病気はいつどこで発症するのかわかっていません。

お子さまをお預かりしている保育内で起こるかもしれません。

当園では、SIDSだけでなく窒息などの原因にもなりかねませんので、「うつぶせ寝」ではなく、「仰向け寝」か「横向き寝」とします。

また、健康チェックをこまめに（0歳児10分に1回、1.2歳児15分に1回）行い、体調には十分注意して保育します。特に2歳までは細心の注意が必要です。お子さまの体調がすぐれないときは、決して無理をさせません。

与薬依頼書について

保護者各位

植田にじの花保育園

1. 主治医の診察を受けるときには、お子様が現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していること、及び保育園では原則として薬の使用が出来ない旨をお伝えのうえ、なるべく朝・夕の2回の与薬で済むよう、主治医とご相談ください。昼の与薬が必要な場合はその旨が記載された処方箋をご提出ください。
2. お子様への与薬は、万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育園の職員に直接手渡していただきます。本来は保護者の方が登園して与薬いただくのが原則ですが、やむを得ない場合かつ保護者の方が登園できない場合には、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与薬いたします。
3. 薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園では与薬できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。熱性けいれん等、やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。（初めて使用する座薬については対応できません。）尚、使用に当たっては、その都度保護者の方にご連絡しますので、ご承知ください。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与薬しなければならない場合、保育園としてはその判断ができません。その都度保護者の方にご連絡することになりますので、ご承知ください。
6. 慢性の病気（気管支炎・てんかん・アトピー性皮膚炎・糖尿病などのように、経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医又は嘱託医の指示に従うとともに、相互の連帯が必要となります。
7. 家庭から持参する薬について
 - (1) 医師が処方した薬には必ず「与薬依頼書」及び「処方箋」を添付してください。
 - (2) 薬は必ず園の職員に直接手渡してください。
 - (3) 薬は一回ずつに分けてご用意ください。水薬も一回分ずつ容器に入れてください。
 - (4) 袋や容器には必ず園児名と与薬の時間を記入してください。
8. 家庭から持参する薬について
「与薬依頼書」は保育園でも入手できますし、保育園のホームページからもダウンロードできます。

与薬依頼書

月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日		月 日に	日分
飲み薬	粉薬	包	
	シロップ	食前	食後
塗り薬	塗布部位		
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書

月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日		月 日に	日分
飲み薬	粉薬	包	
	シロップ	食前	食後
塗り薬	塗布部位		
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書

月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日		月 日に	日分
飲み薬	粉薬	包	
	シロップ	食前	食後
塗り薬	塗布部位		
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書

月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日		月 日に	日分
飲み薬	粉薬	包	
	シロップ	食前	食後
塗り薬	塗布部位		
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書

月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日		月 日に	日分
飲み薬	粉薬	包	
	シロップ	食前	食後
塗り薬	塗布部位		
預かり	与薬		
	与薬時間		

与薬依頼書

月 日

薬の情報とともに与薬を依頼します

クラス		児童名	
受診日			
医院名			
症状	せき 下痢 その他	鼻水 耳垂れ	鼻づまり
処方してもらった日		月 日に	日分
飲み薬	粉薬	包	
	シロップ	食前	食後
塗り薬	塗布部位		
預かり	与薬		
	与薬時間		

安全対策

当園では、以下の安全対策を実施します。

1. 不審者対策

1) 園内セキュリティーシステム

当園では以下のセキュリティーシステムを構築し安全対策を行います。

- ① 非常事態に対するあらゆる対応(警報ベル / 警察・消防への直通連絡 / 安全対策管理者への自動連絡など)を行います。
- ② 電子錠付門扉による入退管理。

2) お迎え

入園時にご登録いただいた送迎者以外の方には決して園児をお引渡ししません。

園児のお迎えを代理の方に依頼される場合には、保護者より事前の連絡が必要となります。

3) 不審者情報

当園では他機関とも連携し、地域の不審者情報の収集に努めています。同時に、保護者の皆さんからも情報を収集し、関係者全員で情報を共有します。

4) 不審者侵入防止訓練

年に3回不審者侵入防止訓練を実施します。園児の安全を守るための避難経路確保、不審者撃退、通報等の訓練を職員全員で行います。

2. 事故防止

保育士は定期安全点検を実施し事故防止に備えます。まず、点検の対象となる建物、設備、ピアノ、整理棚など対象物ごとに点検すべき事項を検討して「設備点検チェックリスト」を作成し、職員全員で年に2回点検を行います。これにより、点検漏れを防ぐとともに、潜在危険を生じやすい設備・備品等に気づき、事故防止を徹底します。

3. 事故発生時

1) ケガ、事故発生時対応マニュアル

ケガ、事故が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が行えるよう、園長をはじめ保育士全員が共通認識をもち、普段から対応できるようにするためのフローチャートを作成しています。

2) 報告・判断・説明

ケガ、事故発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に、報告・連絡を行い、ケガの状態・程度・部位により医療機関を受診する必要性の有無の判断を的確に行います。

ケガの大小に関わらず、お迎え時には詳しい説明と報告を行います。

3) 事故記録簿

実際に事故が起きた場合には、経緯・対応・処置・発生状況・受診記録・改善策を詳細に記録し、これらの記録を基に、事故防止、安全対策について再検討し、以後の事故防止に努めます。

4) 安全教育

安全に行動する態度・習慣・知識の育成を「日常の保育計画」に盛り込み計画的に行います。年齢や発達段階に応じて、「自身を守る」ために必要な判断力・体力・瞬発力・調整力等を養うのに有効な遊び方、生活の仕方を工夫した保育を実践します。

4. 災害対策

1) 防災計画

保育園の防災計画を管轄消防署に提出しています。年間防災計画は毎年4月に策定します。

2) 避難訓練

火災、及び地震を想定して毎月1回、年12回避難訓練を実施します。6月・9月は名古屋市指導による防災訓練を実施し、通報訓練等も行います。

3) 自衛消防組織

提出済の「消防計画」に基づき、防火管理者を隊長とした自衛消防組織の編成を行います。防火管理者は園が選任し、園内に氏名を掲示しています。

4) 防火管理者業務

① 避難訓練年間計画に基づき、毎月の避難訓練の計画を策定します。

② 避難訓練実施の結果を記録、保存します。

③ 日常の安全点検を実施し、職員へ指示を出します。

- ・ 家具等は転倒防止策を講じる。
- ・ 棚は重いものを下に収納し、重心を低くする。
- ・ 棚等に収納されたものが落下しないように策を講じる。
- ・ 燃えやすいものを撤去する。

④ 年に2回、自主点検し「自主点検チェックリスト」へ記入します。

⑤ 非常持ち出し品（避難リュック）、非常備蓄品、防災準備品の点検を毎年4月に実施し、園外保育実施前にも確認します。

⑥ 毎月以下の安全点検を実施します。

● 非常備蓄品

懐中電灯 飲料水 粉ミルク オムツ 食料品

● 防災準備品

消火器 バケツ 汲置きした水 靴 シート

救急箱 携帯電話 金槌 スコップ

⑦ 防災管理に関する要望や意見を各家庭や近隣住民より収集し協力体制を築きます。

5. 災害時の対応について

1) 台風のと看

- ・午前6時の時点で『暴風警報』が発令されており、継続することが予測される場合は登園をみあわせてください。
- ・解除されない場合、自宅待機となります。
- ・登園後に『暴風警報』が発令された場合は、状況に応じてできるだけ早めにお迎えに来てください。
- ・「大雨・洪水警報」が発令され、地域的に危険が予測される場合には、登園を見合わせてください。

2) 『南海トラフ地震に関する情報』発表時の措置

※「東海地震注意情報・警戒宣言」の発表はされなくなりました。

- ・在園時に発表された場合は、コドモンで園児の状況等を連絡します。
通常通りに保育を行います。災害状況によっては保護者の方にお迎えを要請します。
お迎えカードを持参した保護者に園児を引き渡しますので、常時携帯しておいてください。
- ・登園前に発表された場合、園舎等に影響が無ければ通常通り保育を行います。震度5強以上の地震が発生した場合、園舎に影響が出たり交通網が機能しなくなったりする恐れがありますので、園児の安全確保のため自宅にて待機してください。安全に保育できる体制が整いましたらコドモンにて連絡いたします。

3) 園舎倒壊のおそれがあるとき（当園は土砂災害警戒地域になっています）

- ・保育園の園舎が倒壊のおそれがあるときは、園の駐車場へ避難します。また、その場所が危険と判断される場合は、牧野ヶ池緑地へ避難します。

※災害時には、保護者さまからの電話によるお問合せが殺到し、対応が困難になることが予測されるため、保護者さまの携帯にコドモンで状況等をお知らせいたします。

6. 事故防止

保育士は定期安全点検を実施し事故防止に備えます。まず、点検の対象となる建物、設備、ピアノ、整理棚など対象物ごとに点検すべき事項を検討して「設備点検チェックリスト」を作成し、職員全員で年に2回点検を行います。これにより、点検漏れを防ぐとともに、潜在危険を生じやすい設備・備品等に気づき、事故防止を徹底します。

7. 事故発生時

1) ケガ、事故発生時対応マニュアル

ケガ、事故が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が行えるよう、園長をはじめ保育士全員が共通認識をもち、普段から対応できるようにするためのフローチャートを作成しています。

2) 報告・判断・説明

ケガ、事故発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時に、報告・連絡を行い、ケガの状態・程度・部位により医療機関を受診する必要性の有無の判断を的確に行います。

ケガの大小に関わらず、お迎え時には詳しい説明と報告を行います。

3) 事故記録簿

実際に事故が起きた場合には、経緯・対応・処置・発生状況・受診記録・改善策を詳細に記録し、これらの記録を基に、事故防止、安全対策について再検討し、以後の事故防止に努めます。

4) 安全教育

安全に行動する態度・習慣・知識の育成を「日常の保育計画」に盛り込み計画的に行います。年齢や発達段階に応じて、「自身を守る」ために必要な判断力・体力・瞬発力・調整力等を養うのに有効な遊び方、生活の仕方を工夫した保育を実践します。

衛生管理

当園では、以下の衛生管理を実施します。

1. 児童の保健衛生

1) 登園時

- ・視診 : 顔色、体調、表情等の健康状態を観察します。
- ・口頭確認 : 保護者さまに家庭での様子を口頭で確認します。
- ・連絡帳 : 家庭での前日からの様子を確認します。
- ・検温 : 検温も含め園において子どもの体調を観察します。
- ・爪 : 爪が伸びていたら、保護者さまに切っていただくようお願いいたします。

2) 保育中

- ・睡眠中 : 目顔（目や顔の表情）や呼吸の状態を観察します。午睡中の乳児、授乳後、風邪症状が見られる時には、特に細かく観察します。
- ・食事中 : 食欲の有無などから健康状態を観察把握します。咀嚼（かむ）や嚥下（飲み込む）が上手くいかない状況が認められる場合には、家庭とも連絡を図りながら問題を改善していきます。

3) 身体測定

- ・実施回数 : 毎月身長・体重・足のサイズを測定し記録します。
- ・実施結果 : 保護者さまが発育状況を把握できるよう努めます。

4) 定期健診

- ・実施回数 : 内科健診 : 年に2回（6月・2月ごろ）実施します。

歯科健診：年に1回（6月ごろ）実施します。

- ・実施担当者：嘱託医

2. 施設の保健衛生

1) 厨房の衛生管理

「衛生管理点検表」「検食簿」を毎日記録し、調理師の服装チェック及び食材の温度チェックを行います。「取り扱い点検簿」は食材搬入時に記録します。

2) 消毒

園が定める以下8項目の「消毒方法」を遵守し、施設の消毒及び清掃を行います。

手洗い 室内 調理器具 備品 食器類 リネン 厨房 トイレ

3) 衛生点検

「衛生点検チェックリスト」に基づいて、園の消毒及び清掃、児童衛生環境整備などの自主点検を年に2回実施します。

3. 感染症対応

当園では、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき感染症対応を行います。

※「保育所における感染症対策ガイドライン」は園のホームページでダウンロードできますので、ご家庭でも是非ご覧ください。

1) 早期発見

早期発見：日頃から健康診断や観察により子どもの状態について正常時の状態を把握し、異常を早期発見します。

確認時：感染症の疑いがあれば、嘱託医に相談したうえ保護者さまにご連絡いたします。

2) 感染症の発生時

保護者さまからの連絡：医師より「感染症」と診断された場合は、保護者さまより園へ速やかにご連絡ください。保護者さまからご連絡を受けた後、園では迅速に以下の対応をします。

①「発症状況」と「病気情報」を掲示する。

②必要に応じて全保護者さまに通知いたします。

3) 登園の再開：医師のサインが入った「治癒証明書」の提出をもって登園の再開となります。

4) 感染症への配慮

- ・施設衛生管理：施設の定期的な衛生管理（前述）を実施します。
- ・調理：調理工程等における重要管理事項を定めた大量調理施設衛生管理指針を遵守します。
- ・研修：調理師は食品の衛生管理に関する研修に積極的に参加します。
- ・検便：調理師は毎月、保育士は年に2回（6月・9月）実施します。
- ・手洗い：児童及び職員全員に対して手洗いを徹底します。アルコール消毒のポンプも常設します。

苦情処理

当園では、保護者の皆さまから寄せられた苦情について、適切に対応し、誠心誠意その解決にあたります。苦情内容及びその解決については、個人情報に関するものや申込者が拒否された場合を除き、園のホームページに公表し、保育園の更なる改善に役立てます。

当園では、社会福祉法人法第82条の規定により、保護者の皆さまからの苦情に適切に対応すべく下記「苦情処理体制」を整えています。

本園への苦情・ご要望等は保育園職員までご遠慮なくお申し付けください。

1. 苦情処理体制

- ・苦情解決責任者 : 中路 博美 (植田にじの花保育園 園長)
- ・苦情受付担当者 : 川邊 將江 (植田にじの花保育園 副園長)
- ・第三者委員 : 西尾 真由美 (学校心理士・上級教育カウンセラー)

2. 苦情処理の方法

1) 苦情の受付

保護者さまからの苦情については、面接・電話・書面・eメールなどの方法により、苦情受付担当者が受け付けます。また、第三者委員へ直接苦情をご連絡いただくことも可能です。

2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情については、苦情解決責任者、及び第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、その解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

尚、第三者委員の立会いによる話し合いは次のように行います。

- ① 第三者委員の立会いによる苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整・助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

※苦情解決公表フォーム（例）

受付日	平成24年4月10日（金）
受付担当者	クラス担任 ⇒ 主任保育士 ⇒ 園長
分類 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> ①職員の対応 / <input checked="" type="checkbox"/> ②ケガ・病気 / <input type="checkbox"/> ③給食・保健衛生 <input type="checkbox"/> ④設備・備品 / <input type="checkbox"/> ⑤行事 / <input type="checkbox"/> ⑥その他
具体的内容	園児が他の園児にかみつかれたことへの苦情
要望	園児同士のかみつきが二度と起きないように監督してほしい。かみついた園児の保護者に謝罪してほしい。
経過及び結果	主任、園長に報告、相談を行った。主任がかみついた園児の保護者と話し、経緯及び事実確認を行ったところ、かみついた園児に非がある旨、確認された。園長よりかみつかれた園児の保護者に説明及び謝罪を行い、後日かみついた保護者より直接謝罪を行い、両者和解した。
改善策	職員会議に議題としてあげ、以下の改善策を実行することとした。 1. かみつ癖のある園児を言葉で諭す。 2. 職員が更に見守り、未然防止に努める。 3. 他の園児に危害を加えた記録を残す。

子育て支援について

フィロスでは、公的機関で長年スクールアドバイザー、子育て支援アドバイザーをされていた西尾真由美先生が定期的に全園を訪問し、保護者の相談に応じます。

子育ての中で、どんな些細と思われることでも気軽にお申し込みください。

玄関に来園の日程を掲示いたしますので、申し込みの場合は保育士へお伝えください。

西尾真 由美

岐阜県の中学校で教鞭をとったのち、1997年より教育相談業務に携わる。

2006年より横浜市にて学校カウンセラーを務めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとして教育相談や発達相談に従事する。

現在、不破郡垂井町教育委員会スクールアドバイザー

NPO 法人教育支援協会東海専務理事 社会福祉法人フィロス顧問

全国生徒会サミット協議会委員

学校心理士・上級教育カウンセラー・ガイダンスカウンセラー

主な著書：特別支援教育 学級経営 12ヶ月 通常の学級 2013版（東洋館出版社）TV出演：スッキリ！

植田にじの花保育園父母の会の規約

- 第1条 名称 本会は「植田にじの花保育園父母の会」と称する。
- 第2条 目的 本会は、会員の自主的活動を通じ、より良い保育をしていく為に、父母相互の親睦をはかり、その為必要な下記の活動を行い、保育園と良好な協力体制を作ることを目的とする。
- (1) 父母会総会の開催
 - (2) 園の環境整備
 - (3) 学習会を行うこと
 - (4) 各種レクを行うこと
- 第3条 構成 第1項 本会会員は植田にじの花保育園園児の父母をもって構成する。
第2項 新入园児の父母は入园をもって入会とする。
- 第4条 役員 第1項 以下の役員をもって父母会を構成する。
- (1) 会長 1名
 - (3) クラス責任者 各クラス 1~2名
- 第2項 役員は以下の責務を果たす。
- (1) 会長は会をまとめ、父母会を代表する。
 - (3) クラス責任者はクラスをまとめ、クラスを代表する。
- 第3項 父母会は、第2条に掲げる目的を達成するために、父母総会等に提案し、父母会活動を進める。
- 第4項 父母会開催と役員任期は以下とする。
- (1) 父母会を円滑に行うため父母会を定期的に行う。
 - (2) 役員任期は4月1日より翌年3月31日迄の1年間とし、再任は妨げないものとする。
- 第5条 会費 本会の会費は園児1名につき、月額300円とし父母会の活動に充てる。
- 第6条 総会 第1項 父母総会は定例総会と臨時総会からなる。
第2項 定例総会は年2回とし、以下の事項を討議決定する。
- (1) 総括及び方針及び年間計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会長の選出
 - (4) その他
- 第3項 総会は、会員の中の1名が議長に当たり、議事を進行する。
第4項 臨時総会は必要に応じて随時開催する。
第5項 父母は父母総会へ出席する権利と義務がある。
第6項 父母総会を欠席する場合は、前日までに会長に委任状を提出する
第7項 総会は、委任状を含め会員の2/3の出席を持って成立し、出席者（含委任状）の過半数の賛成を得て議決する。
- 第7条 規約 本規約は、諸事情勢の変動等により、円滑な業務遂行に支障を来たす場合、総会に於いて第6条第7項に基づきこれを改正することができる。

第8条 発効 本規約は、2016年4月1日より実施する。